

男鹿市告示第 一 号

男鹿市功労者の公示について

男鹿市表彰条例施行規則第5条により男鹿市功労者を公示する。

令和5年2月14日

男鹿市長 菅 原 広 二

1. 教育、学芸、体育及び文化の発展に関し著しく功績があった者

目 黒 恵 子 (満70歳)

2. 地方自治の進展に関し著しく功績があった者

中 田 謙 三 (満70歳)

3. 地方自治の進展に関し著しく功績があった者

船 橋 金 弘 (満75歳)